

★★★地域の情報について★★★★★★★★★★★★★★

青森県おもいやり駐車場制度始まりました

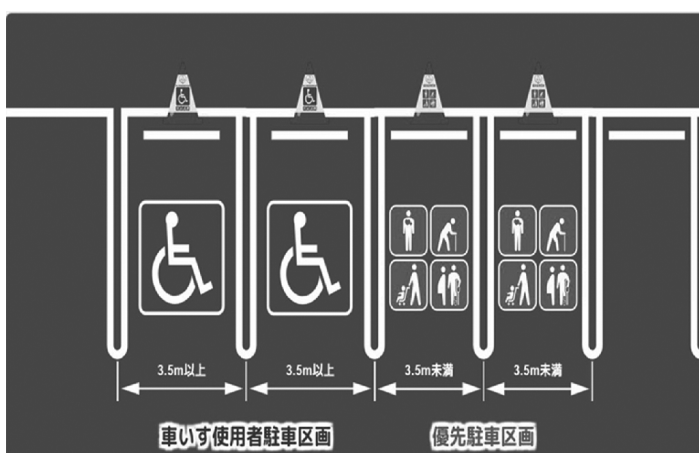
青森県おもいやり駐車場制度とは

障がい者など歩行が困難な方、移動の際に配慮が必要な方に、青森県が「利用証」を交付することで、公共施設や商業施設などに設置されている「車いす使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

青森県おもいやり駐車場
サポートセンター
青森市大字野尻今田52-4
(一財)青森県身体障害者福祉協会内
Tel.017-752-7343
Fax.017-752-7344
メールアドレス
aomori.omoiyari@aa.wakwak.com



青森県では令和6年10月1日から、障がい者など歩行が困難な方、移動の際に配慮が必要な方に「利用証」を交付しています。



車いす使用者駐車区画

車いす使用者に必須の
幅の広い駐車区画

優先駐車区画

広い幅を必要としない
障がい者・こども

利用証

利用証には2種類あります。駐車時に車のルームミラーにかけるなどして、外から見えるように掲示します。また、対象となる人が運転または同乗している車両が対象駐車区画に駐車する場合にのみ利用できます。



編集後記

春と夏を繋ぐ6月、爽やかな気候と梅雨の湿気が混じる頃です。夏が駆け足でやってきます。当センターも土手町から八幡町の福祉プラザに移転し、早いもので1年(7月で)となります。そして、弘前ではいよいよ夏の祭りシーズンが近づいてきました。街のあちこちで準備が始まっているようです。じゃわめく津軽の夏まであと少し。楽しみです。



弘前市障害者生活支援センター情報誌

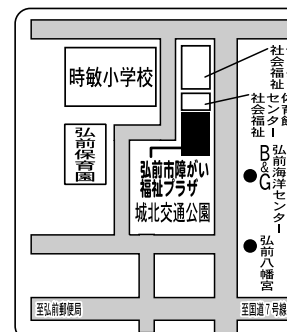
ぷらっと

第236号
6・7月号

発行日
令和7年6月1日

当センターは…診断や手帳の有無、障がい種別や年齢に関係なくご相談をお受けする総合相談窓口です。発達障がいのお子さんについてもご相談下さい。3・4月の相談件数は197件、相談実人員は40名でした。相談無料・秘密厳守ですので、お気軽にご相談下さい(匿名でもご相談いただけます)。

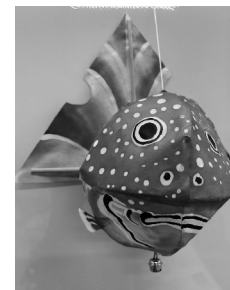
- ◆住所 弘前市大字八幡町1丁目9番地17(弘前市障がい福祉プラザ)(hirosaki-ssc@tenor.ocn.ne.jp)
- ◆電話 0172-31-2400 FAX 0172-31-2411
- ◆開館時間 9:00~17:00 (開館時間以外は、バックアップ施設山郷館につながります)
- ◆休館日 毎週月曜日、年末年始 ※来所相談は予約をお願いします



ものづくり教室「ねぶた絵教室」

(4月22日実施)

毎年恒例の絵師工藤盛龍氏による、ねぶた絵講座が開催されました。あらかじめ紙を貼ってある金魚ねぶたに口ウが施され染料を使ってヒシやウロコなどに色付けします。赤い塗料の濃淡ぐあいで出来栄がガラリと変わりました。「わの、いいやあ」と声が上がります。津軽の祭りに欠かすことのできない夏の風物詩「金魚ねぶた」の出来あがりです。



ものづくり講座「ミニパフュームボトル」(5月14日実施)

二木郁美先生と一緒に可愛らしい形をした透明な香水型の花器へ、プリザードフラワーをアレンジメントしました。小さなお花や貝殻が飾られている様子は見ているだけで心が和みます。ミニチュアサイズならではの愛らしさが際立ちました。



ものづくり講座「春の絵手紙教室」(4月16日実施)

おなじみ小山内道子先生ご指導のもと、春を題材とした絵手紙を楽しみました。今回は、これまで描いたことのない和菓子に挑戦。『花より団子』『節句と創作和菓子』です。障がいのある人も、ない人も共に楽しむことができました。

